

茨木市文化財保存活用事業補助要綱

茨木市文化財保存事業補助金交付要綱（平成3年3月1日実施）の全部を改正する。

（目的）

第1 この要綱は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）、大阪府文化財保護条例（昭和44年大阪府条例第5号。以下「府条例」という。）及び茨木市文化財保護条例（平成8年茨木市条例第14号。以下「市条例」という。）の規定による指定又は登録を受けた市の区域内に存する文化財の所有者等に対し、市が補助金を交付することによりその保存及び活用を促進し、もって郷土文化の発展を図ることを目的とする。

（定義）

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 有形文化財 法第27条第1項、府条例第7条第1項及び市条例第4条第1項に掲げる文化財をいう。
- (2) 無形文化財 法第71条第1項、府条例第32条第1項及び市条例第24条第1項に掲げる文化財をいう。
- (3) 有形民俗文化財及び無形民俗文化財 法第78条第1項、府条例第38条第1項及び市条例第30条第1項に掲げる文化財をいう。
- (4) 史跡名勝天然記念物 法第109条第1項、府条例第46条第1項及び市条例第38条第1項に掲げる文化財をいう。
- (5) 登録有形文化財 法第57条第1項に掲げる文化財をいう。

（補助対象）

第3 補助の対象となる者又は団体は、次のとおりとする。

- (1) 有形文化財、有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物及び登録有形文化財の所有者
- (2) 無形文化財及び無形民俗文化財の保持者又は保持団体
- (3) 法第32条の2第1項、法第80条及び法第113条第1項の規定による指定を受けた管理団体

（補助対象事業）

第4 補助の対象となる事業は、次のとおりとする。

1 有形文化財（建造物）

(1) 修理事業

- ア 解体修理、半壊体修理、屋根ふき替え、塗装修理、部分修理、移築修理
- イ 災害復旧事業

(2) 管理事業

- ア 防災施設
 - 警報設備、消防設備、避雷設備又は防犯設備の設置工事
- イ その他
 - (ア) 保護柵、擁壁又は排水設備の設置工事
 - (イ) 覆屋の設置又は増改築工事
 - (ウ) 鳥虫害防除工事
 - (エ) 説明案内板等設置工事
 - (オ) 文化財の保存又は公開のための調査

2 有形文化財（建造物を除く。）

(1) 修理事業

- ア 修理（はく落、腐食防除工事等を含む。）
- イ 保存箱、台座その他保存のために必要な備品の新調又は修理
- ウ 災害復旧事業

(2) 管理事業

- ア 防災施設
 - 警報設備、消火設備、避雷設備又は防犯設備の設置工事
- イ その他
 - (ア) 保護柵、擁壁又は排水設備の設置工事
 - (イ) 覆屋の設置又は増改築工事
 - (ウ) 鳥虫害防除工事（くん蒸その他害虫駆除作業を含む。）
 - (エ) 耐火構造である収蔵施設の設置又は増改築工事
 - (オ) 耐火構造である収蔵施設の温湿度調整設備設置工事
 - (カ) 説明案内板等設置工事
 - (キ) 文化財の保存又は公開のための調査

3 無形文化財

(1) 伝承者の養成事業

- ア 伝承者の養成を目的とした、無形文化財の保持者又は保持団体が行う研修会、研修発表会又は講習会の開催及び実技指導（ただし、保持者又は保持団体に属する者への講師料等は除く）
- イ 記録の作成及び刊行の事業

4 有形民俗文化財

(1) 修理事業

- ア 解体修理、半壊体修理、屋根ふき替え、塗装修理、部分修理、移築修理その他保存のために必要な修理（はく落、腐食防除工事等を含む。）
- イ 保存箱、台座その他保存のために必要な備品の新調又は修理
- ウ 災害復旧事業

(2) 管理事業

- ア 防災施設
警報設備、消防設備、被雷設備及び防犯設備の設置工事
- イ その他
 - (ア) 保護柵、擁壁及び排水設備の設置工事
 - (イ) 覆屋の設置又は増改築工事
 - (ウ) 鳥虫害防除工事（くん蒸その他害虫駆除作業を含む。）
 - (エ) 耐火構造である収蔵施設の設置又は増改築工事
 - (オ) 耐火構造である収蔵施設の温湿度調整設備設置工事
 - (カ) 説明案内板等設置工事
 - (キ) 文化財の保存又は公開のための調査

5 無形民俗文化財

(1) 修理事業

- 楽器、衣装等の用具又は公開施設の修理事業

(2) 管理事業

- 楽器、衣装等の用具の収蔵施設の設置又は修理工事（増改築工事を含む）

(3) 伝承者の養成事業

- ア 無形民俗文化財の保持団体が行う研修会、研修発表会又は講習会の開催及び実技指導（ただし、保持団体に属する者への講師謝礼等は除く）
- イ 記録の作成及び刊行の事業

6 史跡、名勝

(1) 復旧事業

- ア 旧宅及び城郭等の建造物又は石垣等の復旧
- イ 庭園等の石組み、枯損木の伐採、植栽、整地及び給排水設備の工事
- ウ 古墳等の盛土、石積及び排水設備の工事
- エ その他保存のために必要な復旧工事
- オ 災害復旧事業

(2) 管理事業

- ア 防災施設

史跡又は名勝の重要な構成要素をなす建造物等について行う警報設備、消防設備、避雷設備及び防犯設備の設置工事

イ その他

(ア) 鳥虫害防除工事

(イ) 樹木の剪定及び整枝（庭園に限る。）

(ウ) 標識、説明案内板、境界標及び囲柵の設置工事

(エ) 文化財の保存又は公開のための調査

7 天然記念物

(1) 保護養殖事業

ア 絶滅の危機に瀕している天然記念物について、その保護の万全を期するために行う以下の事業

(ア) 病虫害駆除

(イ) 遷移の中断、促進及び正常化

(ウ) 自然状態の復元等相当と認める事業

イ 天然記念物である樹木、樹叢又は森林についての害虫の防除等の措置

(2) 管理事業

ア 標識、説明案内板、境界標及び囲柵の設置工事

イ 文化財の保存又は公開のための調査

8 登録有形文化財（建造物）

(1) 修理事業

ア 解体修理、半解体修理、屋根ふき替え、塗装修理及び部分修理のうち登録文化財としての価値を維持するものに限る。

イ 災害復旧事業のうち登録文化財としての価値を維持するものに限る。

（補助金の限度額）

第5 国又は府の指定を受けた文化財に対する補助金額は、補助対象経費の事業費から国又は府の補助金額を控除した額の2分の1以内の額とし、予算の範囲内を限度とする。ただし、市長が特に必要と認める場合については、この限りではない。

2 市の指定を受けた文化財に対する補助金額は、補助対象経費の2分の1以内の額とし、予算の範囲内を限度とする。ただし市長が特に必要と認める場合については、この限りではない。

3 登録有形文化財（建造物）に対する補助金額は、補助対象経費の8分の1以内の額とし、予算の範囲内かつ10万円を限度とする。

（補助金の交付申請）

第6 補助金の交付を受けようとする者又は団体（以下「申請者」という。）は、茨木市文化財保存活用事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添え

て指定された期日までに市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(補助金の交付決定)

第7 市長は、第6の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認められたものについて予算の範囲内において補助金を決定し、申請者に対し茨木市文化財保存活用事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知する。

（変更の届出）

第8 申請者は、第7の規定による補助金の交付決定通知後において当該事業計画の内容について変更しようとするときは、第6に準じて茨木市文化財保存活用事業補助金交付変更承認申請書（様式第3号）を提出して市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更承認申請があったときは、第7に準じて決定の内容を変更し、申請者に対し茨木市文化財保存活用事業補助金変更承認通知書（様式第4号）により通知する。

（実績報告）

第9 第7及び第8の規定による補助金の交付の決定を受けた申請者は、当該事業の終了後、茨木市文化財保存活用事業補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書及び経費明細書
- (2) 仕様書
- (3) 設計図
- (4) 事業の経過及び成果を証する書面並びに写真等の資料
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(補助金額の確定等)

第10 市長は、第9の規定による報告があったときは、これを審査するとともに、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、申請者に対し茨木市文化財保存活用事業補助金確定通知書（様式第6号）により通知する。

（補助金の交付請求）

第11 第10の規定による補助金の確定の通知を受けた申請者は、茨木市文化財保存活用事業補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。

（補助金の交付）

第12 市長は、第11の規定による請求があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、申請者に対し補助金を交付する。

(立入検査)

第13 市長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、その職員に、補助対象の施設若しくは事務所に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

(帳簿等の整備)

第14 第12の規定による補助金の交付を受けた申請者は、当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備しておかなければならない。

2 第12の規定による補助金の交付を受けた申請者は、市長から前項の帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。

(書類の保存)

第15 第12の規定による補助金の交付を受けた申請者は、当該補助事業の施行に関する書類及び帳簿等を、当該補助事業が終了した年度の翌年度から起算して10年間保存しなければならない。

(補助の取消し等)

第16 市長は、補助金の交付を受ける者あるいは受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。

(3) 市長の承認を受けずに事業を変更し、若しくは中止し、又は事業の遂行の見込みがないとき。

(4) 当該事業支出額が予算額に比べて減少したとき。

(5) その他市長が不相当と認めるとき。

(市長の指示)

第17 市長は、補助金の使用について、必要な指示をすることができる。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 改正後の第15の規定は、令和8年4月1日以後に交付申請がなされる補助金に係る書類について適用し、同日前に交付申請がなされた補助金に係る書類については、なお従前の例による。

様式第1号（第6関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

住 所
氏 名 印
（団体名及び代表者名）

（自署の場合は押印不要）

茨木市文化財保存活用事業補助金交付申請書

茨木市文化財保存活用事業補助金の交付を次のとおり申請します。

1 補助対象事業（の目的及び内容）

2 交付申請額 円

3 添付書類

(1)

(2)

様式第2号（第7関係）

茨木市指令 第 号

住 所
氏 名 様
(団体名及び代表者名)

茨木市文化財保存活用事業補助金交付決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市文化財保存活用事業補助金は、次の
条件を付けて、金 円を交付します。

条 件

年 月 日

茨 木 市 長 印

様式第3号（第8関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

住 所
氏 名 印
（団体名及び代表者名）

（自署の場合は押印不要）

茨木市文化財保存活用事業補助金交付変更承認申請書

年 月 日付け茨木市指令 第 号に係る茨木市文化財保存活用事業補助金について、次のとおり変更したいので申請します。

- 1 補助対象事業
- 2 変更内容
- 3 変更理由
- 4 変更前交付決定額 円
- 5 変更後交付申請額 円
- 6 差引増減額 円

様式第4号（第8関係）

茨木市指令 第 号

住 所
氏 名 様
(団体名及び代表者名)

茨木市文化財保存活用事業補助金変更承認通知書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定した茨木市文化財保存活用事業補助金は、次の条件を付けて変更承認します。

条 件

- | | |
|-----------|---|
| 1 交付決定額 | 円 |
| 2 変更増減額 | 円 |
| 3 変更交付決定額 | 円 |

年 月 日

茨 木 市 長 印

様式第5号（第9関係）

年 月 日

（報告先）茨木市長

住 所
氏 名 印
（団体名及び代表者名）

（自署の場合は押印不要）

茨木市文化財保存活用事業補助金実績報告書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定通知を受けた事業が完了したので、次のとおり報告します。

- 1 補助対象事業
- 2 補助金交付決定額 円
- 3 補助金精算額 円
- 4 補助事業の成果
- 5 添付書類
 - (1)
 - (2)

様式第6号（第10関係）

茨木市指令 第 号

住 所
氏 名
(団体名及び代表者名) 様

茨木市文化財保存活用事業補助金確定通知書

年 月 日付け茨木市文化財保存活用事業補助金実績報告書を審査の結果、茨木市文化財保存活用事業補助金を次のとおり確定します。

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 補助金交付決定額 | 円 |
| 2 | 補助金確定額 | 円 |

年 月 日

茨 木 市 長 印

様式第7号（第11関係）

年 月 日

（請求先）茨木市長

住 所
氏 名
（団体名及び代表者名）

印

茨木市文化財保存活用事業補助金交付請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で確定通知のあった茨木市文化財保存活用事業補助金を次のとおり請求します。

1 補助対象事業

2 金 額 円